

地域クラブ責任者・保護者の皆様へ

地域クラブ活動等参加に係る自転車利用について

上田地域クラブ活動推進協議会事務局

日頃より、上田市の部活動地域展開にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では部活動地域展開に伴い、「活動場所への交通手段の確保」が課題であると認識しております。そこで、地域クラブ等に所属している生徒の中で自転車の利用を希望する生徒を対象に、地域クラブ活動等参加に係る自転車利用を進めることといたしました。ただし、自転車利用については学校の事情により対応が異なる場合があるので、学校の指示に従ってください。

つきましては、下記の「地域クラブの自転車利用について」を十分ご理解いただき、地域クラブ活動への参加を目的とした自転車の利用を希望するクラブ、保護者の方は、下記に従って申請を行ってください。

記

1 地域クラブの自転車利用について

(1) 許可申請対象者（申請ができる生徒）

うえＪＯＹ認定地域クラブ活動に参加しており、自校以外の活動場所までの移動の際に自転車利用を希望するクラブに所属する生徒で、保護者の責任において学校に申請書を提出した者（地域クラブの練習のない日は通常の登校方法とする）

(2) 申請の流れ

- ①クラブ責任者は生徒の所属する学校と連絡を取り、自転車利用に係る学校の実情を確認した上で、練習会場、練習時間（夜間の自転車利用は避ける）、練習会場までの安全面等を確認し、上記「許可条件」及び添付の【参考資料１】「自転車利用を認める条件詳細について」を十分理解した上で、自転車利用の有無を決める。
- ②責任者は、添付の「地域クラブ活動等参加に係る自転車利用申請書」及び【参考資料１】を保護者に配布し、自転車利用についての説明をする。自転車の利用は最終的には保護者の判断による。
- ③自転車利用を希望する生徒は、自転車に係る賠償責任が付いている保険に加入する。また、保護者はクラブから配布された申請書の保護者記入欄及び生徒記入欄に必要事項を記入し、生徒・保護者確認事項にチェックをし、自転車保険の写しとともに申請書を責任者へ提出する。
- ④責任者は提出された申請書及び保険の写しを確認し、申請書のクラブ責任者記入欄に必要事項を記入した上で保護者に渡す。
- ⑤保護者は申請書と自転車保険の写しを、生徒をとおして学校に提出する。

(3) 許可条件

- ①個人で保険に加入していること。（賠償責任保険を含む）
- ②生徒本人、保護者、クラブ責任者が「責任の範囲」（※１）等を理解していること。
- ③交通法規を理解し、遵守すること。
- ④自転車乗車時のヘルメット着用及び定期的な自転車点検を徹底すること。
- ⑤中学校が定める自転車利用時のルールやマナーを遵守すること。

※１：【参考資料１】「自転車利用を認める条件等の詳細について」参照

2 その他

- ・実際の自転車の利用については、各学校の決まりに従ってください。

上田市地域クラブ活動推進協議会事務局
清水 綿内 齋藤 畠山 緑川
TEL 23-5109 FAX 23-3745
mail : Ueda-club@city.ueda.nagano.jp